

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請等に関する費用

兵庫県木材業協同組合連合会

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第 11 に基づき、認定・更新等の費用負担について、下記のとおり定める。

記

認定期間（3 カ年）に係る認定申請（更新を含む）1 件当たりの負担経費を下記のとおりとする。

1. 認定手数料（新規認定・更新認定時）
認定審査委員会の開催、事務・文書連絡費用として、 10,000 円
2. 調査費用
現地調査又は立入調査費用として 実費（交通費・旅費相当額）
3. 制度維持費
本制度の維持管理費用として、 12,000 円（認定期間 3 カ年分）
4. 手数料等の免除
県木連県産木材供給部会員は、上記 2, 3 の費用等の負担は免除する

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（4 の免除規定のうち 1 を除外）